

庁舎統合方針に基づく仮庁舎の整備

1 庁舎統合方針に基づく取組

西東京市では、平成 28 年 12 月に決定した「庁舎統合方針」に基づき、平成 45 年度に予定している庁舎統合に向けて、田無庁舎市民広場に仮庁舎を整備したうえで、保谷庁舎機能を田無庁舎・保谷庁舎敷地内に再配置する「暫定的な対応方策」に取り組んでいます。

仮庁舎については、平成 45 年度までの間の限られた期間の使用であることから、リース方式により整備することとしています。現在、平成 32 年 2 月からの使用開始に向けて、基本設計を行っており、今後、平成 30 年度から平成 31 年度にかけて、実施設計、建物の整備に取り組んでまいります。

2 仮庁舎の概要

- (1) 建設場所 西東京市南町五丁目 6 番 13 号 田無庁舎市民広場
- (2) 建築面積 約 650 m²
- (3) 延床面積 約 3,200 m²
- (4) 構造 鉄骨造地上 5 階建
- (5) 整備手法 リース方式

〔保谷庁舎機能の再配置〕 **太字**は仮庁舎

田無庁舎敷地側	保谷庁舎敷地側
《田無庁舎》 企画部、総務部、市民部、健康福祉部、 会計課、議会事務局、選挙管理委員会事 務局、監査委員事務局 《仮庁舎》 健康福祉部、子育て支援部、生活文化ス ポーツ部、教育部、農業委員会事務局	《防災・保谷保健福祉総合センター》 総務部(施設管理)、危機管理室、市民部 (総合窓口)、健康福祉部(健康課、相談窓 口) 《保谷東分庁舎》 都市整備部 《エコプラザ西東京》 みどり環境部

3 平成 30 年度の取組

平成 30 年度の仮庁舎等整備事業費の歳出予算額は、2 億 2,661 万 1 千円となっ
ています。主な事業内容は次のとおりです。

(1) 仮庁舎の整備

① 仮庁舎のリース

田無庁舎市民広場にリース方式により仮庁舎を整備する。

平成 30 年度予算 債務負担行為 期 間 平成 30 年度～平成 44 年度まで
限度額 9 億 6,621 万円

② 田無庁舎市民広場の解体等

仮庁舎の整備に先立ち田無庁舎市民広場の解体工事を実施する。

(2) 保谷庁舎機能の移転先施設等の改修

① 保谷庁舎機能の移転先施設等の改修のための実施設計

保谷庁舎機能の移転先となる施設等の改修工事のための実施設計を実施する。

〔対象施設〕

田無庁舎、保谷東分庁舎、田無総合福祉センター、高齢者センターきらら 等

② 田無庁舎の改修

保谷東分庁舎にあるサーバ室の移転先となる田無庁舎の改修工事を実施する。

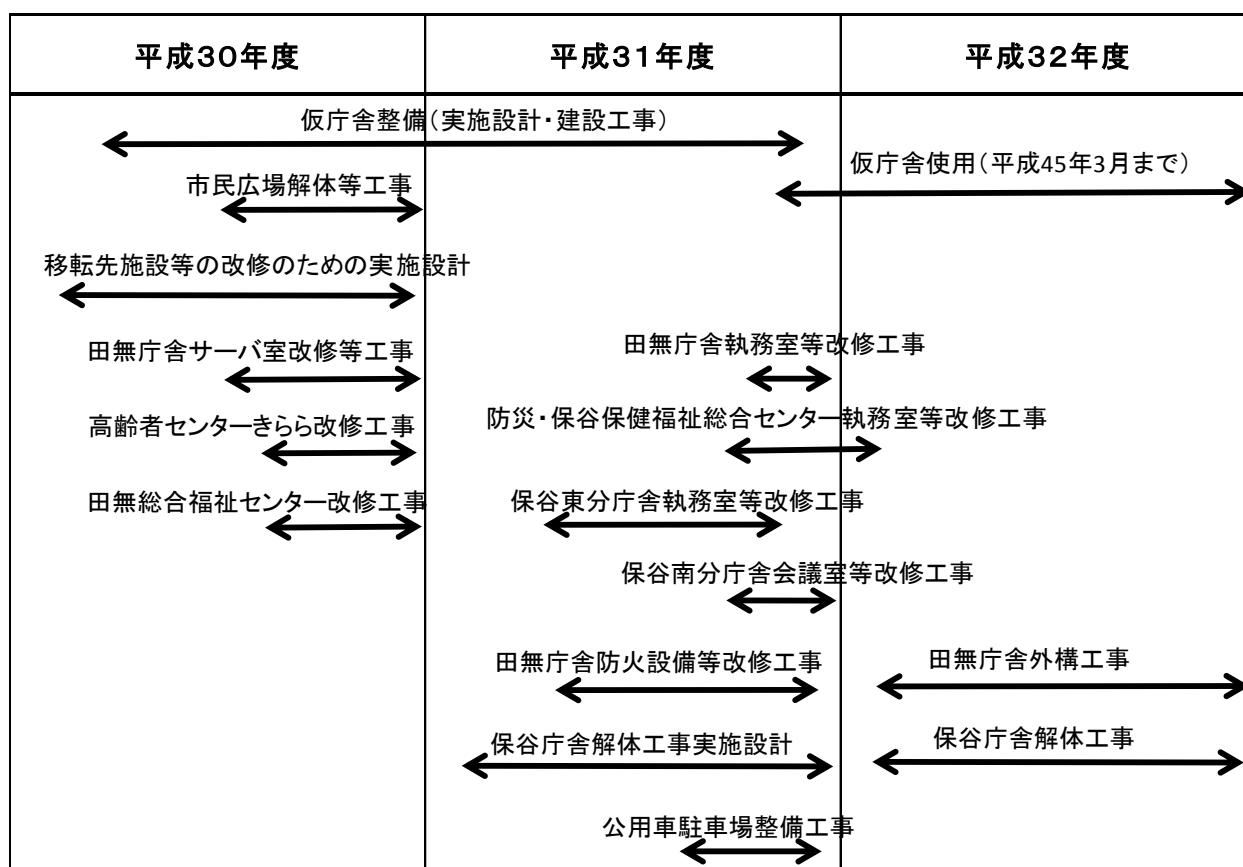
③ 高齢者センターきららの改修

保谷東分庁舎に所在する福祉関係団体の移転先となる高齢者センターきららの改修工事を実施する。

④ 田無総合福祉センターの改修

保谷東分庁舎に所在する福祉関係団体の移転先となる田無総合福祉センターの改修工事を実施する。

4 今後のスケジュール



【問い合わせ先】管 財 課 (TEL: 042-460-9812)

企画政策課 (TEL: 042-460-9800)

資料のポイント

● 仮庁舎整備

仮庁舎は平成 45 年度の庁舎統合までの間の限られた期間の使用であることから、リース方式により整備。使用開始は平成 32 年 2 月からを予定。